

## 「殿様、安芸の西国街道をゆく」実施業務に係る公募型プロポーザル応募説明書

### 1 業務名

「殿様、安芸の西国街道をゆく」実施業務（以下「実施業務」という。）

### 2 業務の目的

「浅野氏広島城入城400年記念事業」として、大名行列に扮した一行が西国街道を練り歩く「殿様、安芸の西国街道をゆく」を実施し、地域住民等に観覧してもらうことにより、住民の郷土を愛する心を育む。

### 3 業務の内容等

#### (1) 委託業務の内容

別紙（基本仕様書）のとおり

#### (2) 委託期間

契約締結の日から令和元年10月31日（木）まで

#### (3) 実施日時

令和元年10月6日（日）の午後1時から午後2時まで（予定）

#### (4) 委託料の上限額

ア 2,512,473円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 提案額については、現行の税率で積算した金額を提案すること（消費税等の税率の引上げに伴い、新しい税率が適用される場合については、契約締結後、後日、変更契約を締結する。）。

ウ 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

#### (5) 選定業務数

1件

### 4 プロポーザル参加資格

この業務に参画できる者は、単独企業又は共同事業体とし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

#### (1) 単独企業に関する参加資格

ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。

イ 広島市競争入札参加資格の「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-05催事・展示」に登録されている者であること。

ウ 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

エ 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

カ 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

キ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(2) 共同事業体に関する参加資格

構成員の全てが上記ア～キに掲げる全ての要件を満たしているものとする。

## 5 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和元年7月5日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

後記17の事業担当課

※ 応募説明書等は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp>）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札、見積情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」）

## 6 基本仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和元年6月25日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出方法

基本仕様書等に関する質問書（様式第1号）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により確認すること。

ウ 提出先

後記17の事業担当課

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は質問者に直接回答し、後記17の事業担当課において、令和元年7月5日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、安芸区役所ホームページに掲載する。

## 7 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を1部提出し、参加資格の審査を受けること。

- ・ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2-1号）  
（共同事業体として応募する場合は（様式第2-2号）を用いること。）

(2) 提出期間

公示日から令和元年7月5日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出先

後記 17 の事業担当課

(5) 参加資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル参加資格の有無については、令和元年 7 月 5 日（金）を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に書面にて通知する。

## 8 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和元年 7 月 5 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出先

後記 17 の事業担当課

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書（様式第 3 - 1 号） （共同事業体として応募する場合は（様式第 3 - 2 号）を用いること。	1 部
イ 企画提案書（様式第 4 号）	11 部（正本 1 部 + 副本 10 部）
ウ 自主事業の概要・収支のわかるもの（様式自由） （自主事業を実施しない場合は不要）	11 部（正本 1 部 + 副本 10 部）

(5) 留意事項

ア 提案は 1 者につき 1 件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本にのみに記載し、副本には記載しないこと。応募者の法人パンフレット等を提出する場合は、法人名やロゴなど応募者が特定できないようにすること。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第 5 号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りでない。また、広島市情報公開条例第 7 条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(6) 提案の無効

ア 本応募説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案

- イ プロポーザル参加者が、令和元年7月5日（金）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記4(1)ウの広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合
- ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案
- ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

## 9 プレゼンテーション

提出された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション（質疑応答を含む。）を行なうことを予定している。

実施日は、7月中旬を予定しているが、詳細は応募者に別途通知する。

プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。

## 10 審査方法

### (1) 審査

「殿様、安芸の西国街道をゆく」実施業務プロポーザル審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションにより、受託候補者特定基準（応募説明書 別紙）に基づき、公平かつ客観的に審査及び評価を行なう。

### (2) 審査委員会の構成

審査委員会は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 安芸区長

委員 安芸区副区長

安芸区厚生部長

安芸区農林建設部長

安芸区市民部区政調整課長

安芸区市民部地域起こし推進課長

安芸区市民部地域起こし推進課公民館担当課長

### (3) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

### (4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の基準（60点）に達していないと判断された場合においては、受託候補者とならない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

### (5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対して審査終了後、書面にて通知する。

なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(6) 審査結果の公表

契約の締結後、応募者名、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を安芸区役所ホームページにおいて公表する。

(7) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。

なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

## 11 公正な公募の確保

(1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。

(3) 応募者は、受託候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をする場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働き掛けることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

## 12 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を優先交渉権者とする。

## 13 契約の締結

優先交渉権者と広島市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し随意契約の方法により契約を締結する。

## 14 その他

(1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 受注者は、契約を締結する場合において、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、若しくは契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行しているときは、契約保証金の納付を免除する。

- (4) 別紙「「殿様、安芸の西国街道をゆく」実施業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。
- (5) 消費税等の税率の引上げに伴い、新しい税率が適用される場合については、契約締結後、後日、変更契約を締結する。

## 15 スケジュール

- 令和元年6月18日（火） 応募受付開始
- 令和元年6月25日（火） 質問書提出締め切り
- 令和元年7月5日（金） 応募締め切り  
（公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書提出締め切り）
- 令和元年7月中旬 審査委員会（受託候補者の特定）

## 16 資料及び様式

このプロポーザルに係る資料等は、次表のとおり安芸区役所ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続き開始の公示	広島市ホームページ ( <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp">http://www.city.hiroshima.lg.jp</a> ) のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札、見積情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。
02 公募型プロポーザル応募説明書	
03 (応募説明書 別紙) 受託候補者特定基準	
04 (様式第1号) 質問書	
05 (様式第2-1号) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書	
06 (様式第2-2号) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書 (共同事業体用)	
07 (様式第3-1号) 企画提案応募申込書	
08 (様式第3-2号) 企画提案応募申込書 (共同事業体用)	
09 (様式第3-2号 別紙) 共同事業体構成団体名簿兼委任状	
10 (様式第4号) 企画提案書	
11 (様式第5号) 取下願	
12 基本仕様書	
13 委託契約書 (案)、委託契約約款 (案)、個人情報取扱特記事項	
14 業務実施コース図	

## 17 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名称 広島市安芸区役所市民部地域起こし推進課
- (2) 所在地 〒736-8501 広島市安芸区船越南三丁目4番36号（広島市安芸区役所2階）
- (3) 連絡先 電話：(082)821-4904  
FAX：(082)822-8069  
電子メール：ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp